

**文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)の  
平成24年度予算等への反映状況**

| 六つの重点戦略                        | 対応方針・関連施策<br>(○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他)   | 平成24年度<br>予算額 | 平成23年度<br>予算額 | 備考   |
|--------------------------------|---|---------------|---------------|--|
| <b>重点戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援</b>  |   |               |               |  |
| ◆ 文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入         | ○平成23年度に導入した、文化芸術団体の経営努力のインセンティブが働く支援制度を引き続き実施<br>(支援対象を公演以前の芸術創造活動に限定し、公演自体の収支が支援額に影響しない支援を実施。また、公演単位支援型の助成に加え、年間の公演に係る創造活動を総合的に支援する年間活動支援型の助成を実施。)                  | 3,153         | 3,584         | ※「舞台芸術創造力向上・発信プラン」の一部。   |
| ◆ 諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入   | ○新たな審査・評価、調査研究等の仕組みの試行的導入<br>(文化芸術への支援策をより効果的なものとするため、専門家を活用した審査・評価等の仕組みの本格的導入に向けた取組を一層推進。平成24年度予算案において、対象分野を2分野(音楽、舞踊)から4分野(音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能)に拡大するとともに、PO・調査員を拡充。) | 86            | 53            | ※「舞台芸術創造力向上・発信プラン」の一部。   |
| ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援充実          | ○劇場、音楽堂からの創造発信への支援<br>(劇場、音楽堂が中心となり、地域住民や芸術関係者とともに取り組む舞台芸術の企画制作等に対する支援を実施。)   | 1,474         | 1,896         | ※「舞台芸術創造力向上・発信プラン」の一部。   |
| ◆ 劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について検討        | ◇劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について具体的検討<br>(「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ」(平成24年1月)をとりまとめ、劇場、音楽堂等に係る現状及び課題、基本的考え方、法的基盤の内容として考えられる事項、劇場、音楽堂等の運営に係る留意事項等について記載。)                            | /             | /             | ※文化庁において、「劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会」を設置。(平成22年12月6日文化庁長官決定。)  |
| ◆ 美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用        | ◇展覧会における美術品損害の補償に関する法律及び政省令(平成23年6月施行)に基づき、補償契約を締結<br><br>○制度の運用に必要な経費(説明会の開催等)   | /             | /             | ※文化審議会に「美術品補償制度部会」を設置(平成23年6月1日)。<br>※平成24年度予算案の予算総則に「補償契約の締結の限度額」6,750億円を記載(平成23年度予算では5,500億円)。 |
| ◆ 民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援 | ▽認定NPO法人等に対する個人からの寄附に税額控除を導入<br>(認定NPO法人、公益社団・財団法人等への寄附について、所得税において税額控除する制度(控除率40%:個人住民税と合わせて50%まで)を導入。)  | /             | /             | 【平成23年度税制改正措置】   |
|                                | ▽伝統芸能のための専用施設における軽減措置の期限延長<br>(公益社団・財団法人が所有する伝統芸能の公演のための専用施設について、不動産取得税、固定資産税、都市計画税を1/2に軽減。)  | /             | /             | 【平成23年度税制改正措置】   |
| ◆ 国立文化施設の機能充実及び運営見直し           | □国立文化施設等に関する検討会「論点整理」(平成22年12月)を踏まえ、政府における独立行政法人改革の中で具体的に検討<br>(「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、国の負担を増やさない形で事業を充実するための制度改革及び文化3法人の統合を図ることが決定。)           | /             | /             | ※行政刷新会議に「独立行政法人改革に関する分科会」を設置(平成23年9月15日)、分科会報告を取りまとめ(平成24年1月19日)。                                |

| 重点戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実         |   |       |       |                                    |
|---------------------------------|---|-------|-------|------------------------------------|
| ◆ 若手をはじめ芸術家の育成支援                | ○次代の文化を創造する新進芸術家育成事業<br>(新進芸術家を対象とする公演等を開催するとともに、分野の枠を越えた研修・発表の機会の提供や古典芸能に係る人材確保等を実施。)                                | 844   | 1,000 |                                    |
|                                 | ○メディア芸術祭における顕彰制度の充実<br>(平成23年度よりメディア芸術祭に新人賞を創設し、若手への顕彰を実施。)   | 247   | 282   |                                    |
| ◆ 文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実 | ○劇場、音楽堂からの創造発信への支援<br>(アートマネジメント人材や舞台技術者等の専門人材の育成・活用を支援。)   | 1,474 | 1,896 | 【再掲】                               |
|                                 | ○博物館の管理・運営に関する研修<br>(美術館、博物館の学芸員等を対象に、博物館の管理・運営や教育普及活動を支える人材を育成。)   | 7     | 2     |                                    |
| ◆ 文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実        | ○無形文化財の伝承   | 560   | 560   | ・重要無形文化財保持団体等補助<br>・重要無形文化財保存特別助成金 |
|                                 | ○民俗文化財の伝承・活用等   | 80    | 80    |                                    |
|                                 | ○文化財保存技術の伝承等  | 314   | 314   | ・選定保存技術保存団体・個人補助                   |
|                                 | ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業<br>(重要文化財等の公開活用、史跡等の復元・公開、地域に伝わる伝統芸能等の継承・公開等、地域の特色ある総合的な取組を積極的に支援し、地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化を推進。) | 5,811 | 7,068 | 一部《日本再生重点化措置》                      |
|                                 | □伝承者養成の裾野の拡大<br>(重要無形文化財の指定、選定保存技術の選定が行われていない無形文化財及び文化財保存技術の中で、保存を図る必要性の高いものについて、保存団体等が行う伝承者養成事業等に対して支援。)             |       |       |                                    |
| 重点戦略3 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実    |   |       |       |                                    |
| ◆ 芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実         | ○次代を担う子どもの文化芸術体験事業<br>(国、地域のNPOや劇場、学校等が連携し、芸術団体や芸術家による優れた舞台芸術の鑑賞や実技指導・ワークショップ等を実施。)                                   | 4,503 | 4,740 |                                    |
|                                 | ○伝統音楽等の普及促進支援事業<br>(伝統音楽の正しい知識、技能を指導者等に教授するために、実演家団体等が行う伝統音楽等の普及を促進する取組に対して支援を行うことにより、将来の伝承者・理解者を養成。)                 | 35    | 50    |                                    |
|                                 | ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業  | 5,811 | 7,068 | 【再掲】                               |
| ◆ コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実  | ○児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験  | -     | -     | ※「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」の予算の一部で実施。     |

| 重点戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承                 |   |       |       |   |
|---------------------------------------|---|-------|-------|---|
| ◆ 計画的な修復、防災対策等による文化財の適切な保存・継承         | ○文化財の保存修理等  | 8,717 | 9,922 | ・建造物、美術工芸品、伝統的建造物群、民俗文化財の保存修理等(保存修理)  |
|                                       | ○文化財の防災施設の整備等   | 2,424 | 1,791 | ・建造物、美術工芸品、伝統的建造物群、民俗文化財の保存修理等(防災施設等)<br>・美術工芸品に関する防災・防犯施設整備等の推進(平成23年度限り)<br>・重要文化財等保存活用整備事業 |
|                                       | ○美術工芸品の防災・防犯対策の推進   | 8     | 5     | ・美術工芸品収蔵施設等における環境対策の推進【新規】<br>・防災に関する研修会(※「美術工芸品に係る緊急防災対策」から名称変更)                             |
|                                       | ▽重要有形民俗文化財の国への譲渡に係る軽減措置について、譲渡対象への地方公共団体の追加と期限延長<br>(個人が所有する重要有形民俗文化財の国又は地方公共団体への譲渡について、所得税を1/2に軽減) |       |       | 【平成24年度税制改正措置】  |
| ◆ 積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実         | ○民俗文化財の伝承・活用等   | 80    | 80    | 【再掲】  |
|                                       | ○無形文化財等公開活用等事業  | 28    | 28    |   |
|                                       | ○有形文化財の公開活用の推進  | 306   | 306   | ・重要文化財等公開活動推進事業<br>・国有文化財等の模写模造<br>・重要文化財等保存活用整備事業【再掲】  |
|                                       | ○古墳壁画の保存・活用等  | 408   | 421   | ・高松塚古墳壁画保存・活用の推進<br>・キトラ古墳保存修理等   |
|                                       | ○NPO等による文化財建造物の管理活用の推進事業  | 14    | 16    |   |
|                                       | ○文化庁主催の展覧会事業  | 68    | 68    | ・「国民のたから」鑑賞機会の充実<br>・発掘された日本列島展   |
|                                       | ○世界遺産登録推薦等  | 165   | 108   | ・世界遺産普及活用事業<br>・世界遺産戦略強化事業【新規】  |
|                                       | ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業  | 5,811 | 7,068 | 【再掲】  |
| ◆ 文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大 | ○「歴史文化基本構想」普及促進事業   | 6     | 15    |   |
|                                       | ◇登録文化財の登録の推進  |       |       |   |
| ◆ アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用       | ○メディア芸術デジタルアーカイブ  | 208   | 228   |   |
|                                       | ○文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究  | 40    | 40    |   |
|                                       | ○文化遺産オンライン構想の推進<br>(文化遺産情報のポータルサイト:「文化遺産オンライン」の整備・運用、災害等に対応した文化財保全のための位置情報システムの確立等を図る。)             | 51    | 61    |   |

| 重点戦略5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用                      |  |       |       |   |
|---|--|-------|-------|---|
| ◆ 有形無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用                   | ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業   | 5,811 | 7,068 | 【再掲】  |
|   | ○「歴史文化基本構想」普及促進事業  | 6     | 15    | 【再掲】  |
|   | ○文化遺産オンライン構想の推進  | 51    | 61    | 【再掲】  |
| ◆ 新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励                         | ○地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ<br>(地域文化の再生やコミュニティの再構築、ひいては地域の活性化を促進するため、地方公共団体が企画する文化芸術関係事業を支援。)  | 3,215 | -     | 【新規】《日本再生重点化措置》   |
|   | ○劇場、音楽堂からの創造発信への支援   | 1,474 | 1,896 | 【再掲】  |
|   | ○文化芸術創造都市の推進   | 34    | 35    |   |
|   | ○文化芸術の海外発信拠点形成事業   | 145   | 161   |   |
| ◆ 衣食住に係る文化をはじめとする「くらしの文化」の振興                      | ○文化行政調査研究(関連調査の実施)   | 24の内数 | 9の内数  |   |
|   | ○文化芸術創造都市の推進   | 34    | 35    | 【再掲】  |
| 重点戦略6 文化発信・国際文化交流の充実                              |  |       |       |   |
| ◆ 海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実                           | ○国際芸術交流支援事業  | 866   | 1,120 | ※平成23年度より東アジア交流及び海外での国際共同制作を実施。                         |
|   | ○文化財海外交流展  | 64    | 64    |   |
|   | ○文化芸術の海外発信拠点形成事業   | 145   | 161   | 【再掲】  |
| ◆ 中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ | ○国際芸術フェスティバル支援事業<br>(我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバル(映画)に対し継続的に支援し、文化芸術の世界的拠点として育成。)          | 80    | 300   |   |
|   | ○メディア芸術海外展   | 67    | 112   |   |
| ◆ 文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実                        | ○博物館・美術館相互交流事業<br>(諸外国の博物館・美術館等の学芸員等を招へいし、調査、研究、研修等を実施するとともに、我が国の博物館・美術館等の学芸員等を海外派遣し相) | 11    | 15    | ※「在外日本の古美術に係る博物館・美術館研究協力事業」及び「アジアの博物館・美術館交流事業」を統合・名称変更。 |
|   | ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業   | 5,811 | 7,068 | 【再掲】  |
| ◆ 文化財分野の国際協力の充実                                   | ○文化遺産保護等国際協力の推進  | 403   | 394   | ・文化遺産保護国際貢献事業<br>・文化財の海外交流・協力の推進 等                      |
| ◆ 東アジア地域における国際文化交流の推進                             | ○東アジア文化交流推進プロジェクト事業<br>(「東アジア共生会議」、日中韓3ヶ国で「東アジア共生文化都市」を定めて様々な文化芸術活動を開催するための準備を行う。)     | 106   | -     | 【新規】<br>※「東アジア共生会議」は、「東アジア文化芸術会議」を発展的に廃止して新規実施。         |
|   | ○文化芸術の海外発信拠点形成事業   | 145   | 161   | 【再掲】  |